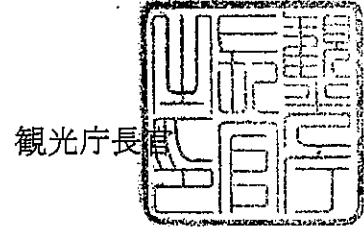




観 観 産 第 1 1 号
平成 2 8 年 4 月 2 2 日

都道府県知事 殿



貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視の実施について（通知）

標記について、総務大臣より別添（写）のとおり、調査の実施について周知依頼がありましたので、周知します。

また、貴職にて登録した第2種登録旅行業者、第3種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対し、周知願います。



国官総監第1号
平成28年4月6日

観光庁長官 殿

大臣官房総括監察官
(公印省略)

貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視の実施について (通知)

標記について、総務大臣より別添(写)のとおり通知がありましたので、協力
願います。

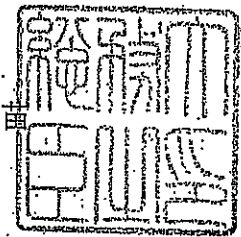




総評評第 45 号
平成 28 年 4 月 1 日

国 土 交 通 大 臣
石 井 啓 一 殿

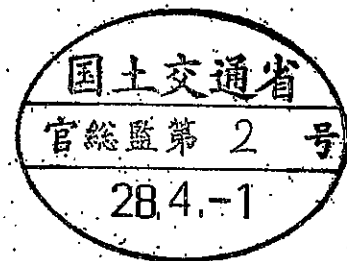
総 務 大 臣
山 本 早 苗



貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視の実施（通知）

この度、貸切バス等の安全確保対策に関して別紙行政評価・監視計画により調査を実施することになりましたので、通知します。

つきましては、調査の実施について関係部局等に周知をお願いします。



担当：行政評価局評価監視官
川村 一郎
電話：03（5253）5454

(別紙)

貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視計画

第1 目的

総務省では、貸切バス事業について、「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」を実施し、平成22年9月に①行政処分の実効性の確保、交替運転者の配置基準の見直しなど貸切バス事業における安全確保対策の徹底、②届出運賃の収受実態の把握、公示運賃の検証・設定、③旅行者に対する指導の徹底などを内容とする勧告をしたところである。

その後、国土交通省において、勧告を踏まえて、①行政処分の基準の明確化、交替運転者の配置基準の見直し、②新たな運賃・料金制度の適用、③旅行者・貸切バス事業者間の契約における書面取引の義務化などの措置がなされ、安全確保のための取組が進められているところである。

しかしながら、近年においても、貸切バスによる重大事故が発生しており、平成28年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、国土交通省においては、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、徹底的な再発防止策について検討がなされているところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、貸切バス等の安全確保対策を推進する観点から、貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

第2 調査項目

- 1 貸切バス事業者及び旅行者の法令遵守状況
- 2 貸切バス事業者及び旅行者に対する指導・監督状況 等

第3 対象機関

- 1 調査対象機関
国土交通省、厚生労働省
- 2 関連調査等対象機関
都道府県、事業者、関係団体等

第4 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州）

行政評価事務所（福島、茨城、神奈川、山梨、静岡、奈良、岡山、佐賀、熊本）

第5 調査実施時期

平成28年4月～29年7月（予定）